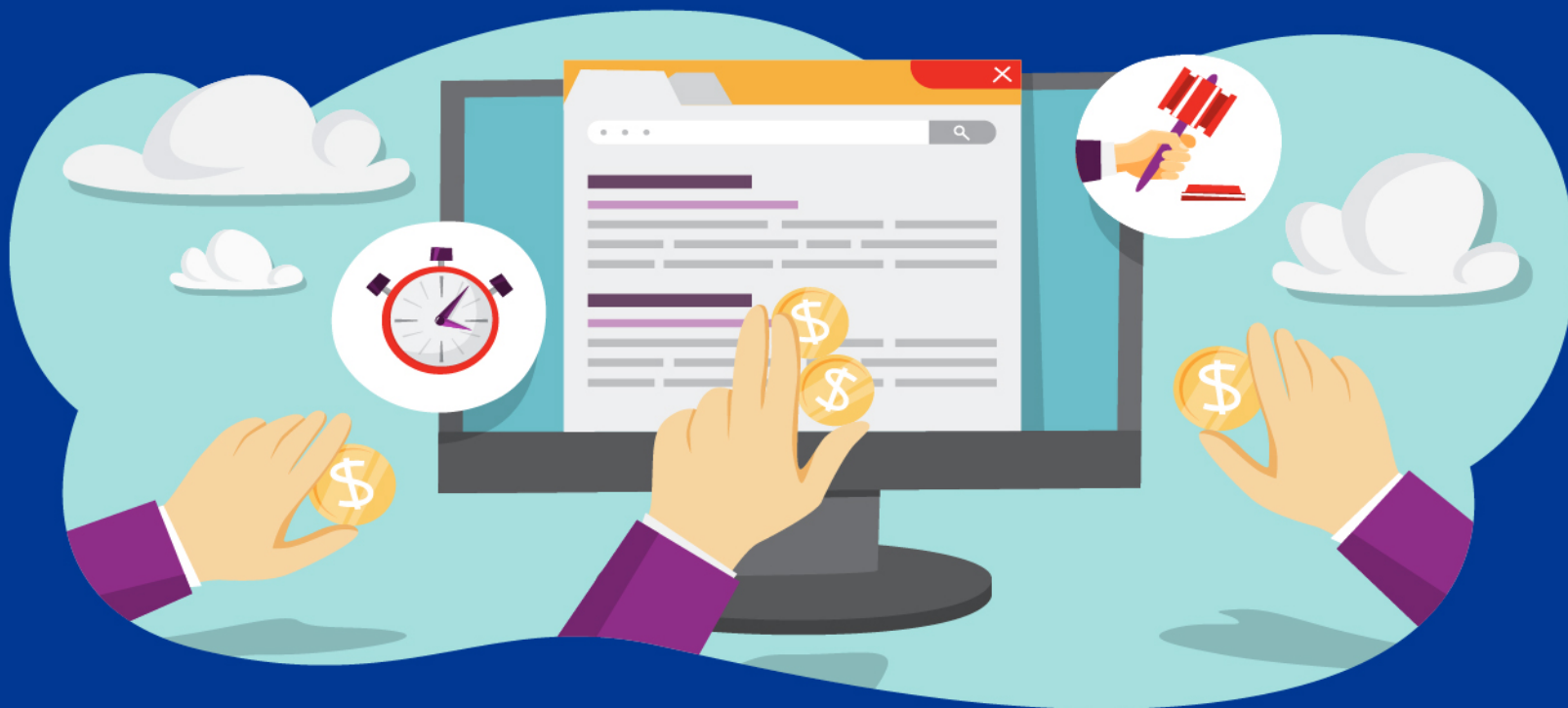


電子入札を導入する自治体が増加中…

どう  
対応すれば  
いい!?

# これから電子入札を始めるための 3ステップ!





資料概要	3
電子入札の概要	4
電子入札のメリット	5
3ステップで解説！ 電子入札の導入	6
<b>STEP 1</b> 対応PCの用意・環境の確認	7
<b>STEP 2</b> 電子証明書（ICカード）とICカードリーダーの用意	8
<b>STEP 3</b> ソフトウェアのインストール・利用者登録	9
電子入札の流れ ～指名競争入札の場合～	10
電子入札に参加する際の注意点	11
デメリットも踏まえつつ、電子入札で業務の効率化を！	12



住民サービスの充実・業務の効率化といった目的のもと行政のデジタル化が進む中、公共入札においても、官公庁を中心として電子入札が普及しつつあります。

電子入札への対応について振り返ると、官公庁の案件に関してはインターネット上で調達情報の確認・入札を行うことのできる「政府電子調達（GEPS）」がリリースされるなど、電子入札への対応が進んでいました。一方で自治体の案件に関しては、電子入札の導入判断が各自治体に委ねられていることから、未対応のケースも少なくなかったものの、このところ導入に踏み切る自治体が増えています。

そこで本資料では、電子入札未経験の方向けに電子入札の概要について紹介します。その上で、実際に電子入札に参加するために必要な手続きを3ステップに分けて解説していきます。



※本資料に掲載されているURLや料金等は、2021年10月時点の情報です。



電子入札とは、入札を行う行政機関からの通知や、各種書類の提出などの業務をインターネット経由で行うことができる、電子化された入札執行システムのことを指します。

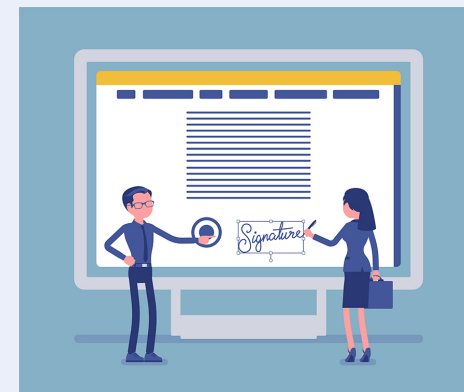
従来、公共入札は紙をベースにやり取りが行われていました。しかし紙をベースにした入札の場合、仕様書などの書類を現地に受け取りに出向いたり、見積書や提案書等の提出書類を郵送したりと、入札者にとっては移動費用や手続きに時間がかかるというデメリットがありました。

こうした入札に関連する業務を効率化するために国土交通省が先導してスタートしたのが電子入札です。

## 電子入札の歴史

国内に初めて電子入札が実施されたのは2001年のこと。当時の建設省が電子入札システムを開発し、他の中央省庁や地方公共団体も活用できるよう「国土交通省電子入札システム」として無償提供を行ったことが、電子入札が普及するきっかけのひとつとなっています。

なお、自治体において初めて電子入札を導入したのは、神奈川県横須賀市とされています。



# 電子入札のメリット



電子入札には、従来の紙をベースにした入札と比較して、参加者に次のようなメリットがあります。

## メリット1



### 移動や申請の費用と時間が削減できる

インターネットを通じて書類のやり取りを行うことができるため、発注機関に出向く必要がなくなり、移動時間や移動にかかる経費、先方での待ち時間を削減できます。

## メリット2



### 電子化により業務効率が改善できる

提出書類の電子化により、紙ベースの書類でありがちな記入漏れ・記入ミスがなくなり、修正の際の手間も最小限で済むことから、業務のスピードアップが期待できます。

## メリット3



### 契約書等の書類の保管が不要になる

紙ベースの入札では、書類の保管スペースの確保や、紛失のリスクなどの課題を抱える企業も少なくありませんでした。書類が電子化されることで、こうした課題も解消されます。

## メリット4



### 契約書の印紙税が不要になる

電子手続きでは、印紙税法の課税物件が存在しないため、印紙税納付がありません。このことから、電子入札は節税にも貢献すると言えます。

※あくまで独自調査の内容ですので、詳細は個別の入札案件をご確認ください。

# 3ステップで解説！ 電子入札の導入



前ページで解説したように、電子入札は参加者にとってさまざまなメリットがあります。一方で、紙ベースの入札とは異なり、電子入札に参加する際には必要な機器等を揃えておく必要があります。

ここからは、そんな電子入札に参加するための準備を、次の3ステップに分けて解説していきます。



## STEP 1

対応PCの用意・  
環境の確認

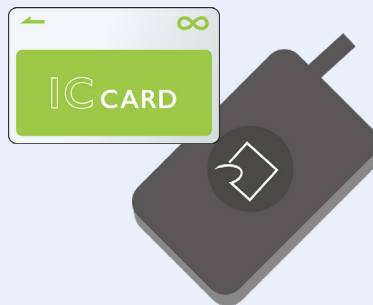


P7をチェック！ ▶▶



## STEP 2

電子証明書とICカード  
リーダーの用意

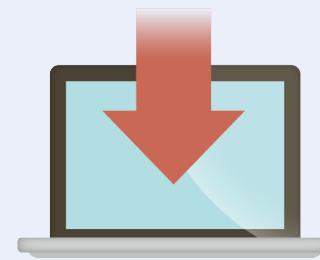


P8をチェック！ ▶▶



## STEP 3

ソフトウェアの  
インストール・  
利用者登録



P9をチェック！ ▶▶

# 3ステップで解説！ 電子入札の導入



## STEP 1 対応PCの用意・環境の確認

電子入札に参加するためには、当然ながら、インターネットに接続できる環境が不可欠です。その上で、使用しているPCのソフトウェアやバージョンの確認をしておく必要があります。

例えば、官公庁の入札に参加できる「政府電子調達（GEPS）」の場合、以下に示すような環境が求められます。使用中のPCでこうした環境を整えることができない場合には、まずPCを調達することから始めることになります。

### ハードウェア環境

C P U	Core 2 Duo 3GHz 同等以上推奨
メモ リ	2GB 以上推奨
ストレージ	IC カードを利用する場合、ドライバ類のインストールのため1GB 以上の空きエリアを推奨 ハードディスクドライブ（HDD）、ソリッドステートドライブ（SSD）ともに使用可能
USBポート等	IC カードを利用する場合は必須
画面解像度	1366×768以上

### ソフトウェア環境

O S	Microsoft Windows 8.1（64bit版） ただしデスクトップモードのみ対応 Microsoft Windows 10（64bit版）
ブラウザ	Internet Explorer 11（32bit版） Firefox 60（32bit版） ただしFirefox はポータルサイトのみ対応
.NET Framework	.NET Framework 4.6.1以上

※2021年10月時点の情報です。

# 3ステップで解説！ 電子入札の導入



## STEP 2 電子証明書（ICカード）とICカードリーダーの用意

紙ベースの入札にはない、電子入札の特徴として、電子証明書（ICカード）を活用している点を挙げる事ができます。併せて、ICカードをPC上で読み込むためのICカードリーダーも用意する必要があります。

ICカードとICカードリーダーは、公的に認定された電子認証局（発行を委託された民間業社）より購入することができます。発注機関によって対応している認証局が異なるため、購入時には事前に確認しておくことが重要です。

### 代表的な電子認証局と費用の比較（ICカードは1年間/1枚・ICカードリーダーは1台を想定）

認証事業者名	URL	ICカード	ICカードリーダー
NTTビジネスソリューションズ	<a href="http://www.e-probatio.com/">http://www.e-probatio.com/</a>	16,500円	10,450円
三菱電機インフォメーションネットワーク	<a href="http://www.diacert.jp/plus/">http://www.diacert.jp/plus/</a>	11,000円	6,500円
帝国データバンク	<a href="https://www.tdb.co.jp/typeA/">https://www.tdb.co.jp/typeA/</a>	13,440円	6,500円
東北インフォメーション・システムズ株式会社	<a href="https://www.toinx.net/ebs/info.html/">https://www.toinx.net/ebs/info.html/</a>	12,650円	10,450円
日本電子認証株式会社	<a href="https://www.ninsho.co.jp/aosign/">https://www.ninsho.co.jp/aosign/</a>	16,500円	9,900円

(※) 利用期間が統一できない場合は1年あたりに換算しています。  
各認証局による割引やオプションについては直接お問い合わせください。





## STEP 3

## ソフトウェアのインストール・利用者登録

電子証明書（ICカード）とICカードリーダーは、PCと接続しただけでは利用することはできません。専用ソフトウェアが必要となるため、付属の設定マニュアルに沿ってインストールを行いましょ。なお、インストールに不備があると、電子入札システムを操作する際にエラーが発生するおそれがあるため、注意が必要です。

ソフトウェアのインストールが完了したら、入札したい案件のある官公庁・自治体のWebサイトから利用者登録を行います。システムによって差があるものの、概ね次のような内容を入力して登録が完了します。

### 利用者登録にあたり、必要となる主な入力事項

- ・ 企業名称
- ・ 企業郵便番号
- ・ 企業住所
- ・ （ICカード取得者の）役職
- ・ ICカード取得者氏名
- ・ ICカード取得者住所
- ・ 代表電話番号
- ・ 代表FAX番号
- ・ （ICカード取得者の）部署名
- ・ 商号（連絡先名称）
- ・ 連絡先郵便番号
- ・ 連絡先住所
- ・ 連絡先電話番号
- ・ 連絡先FAX番号
- ・ 連絡先メールアドレス

# 電子入札の流れ ～指名競争入札の場合～



ここでは、電子入札の流れを、通常型指名競争入札を例に解説していきます。

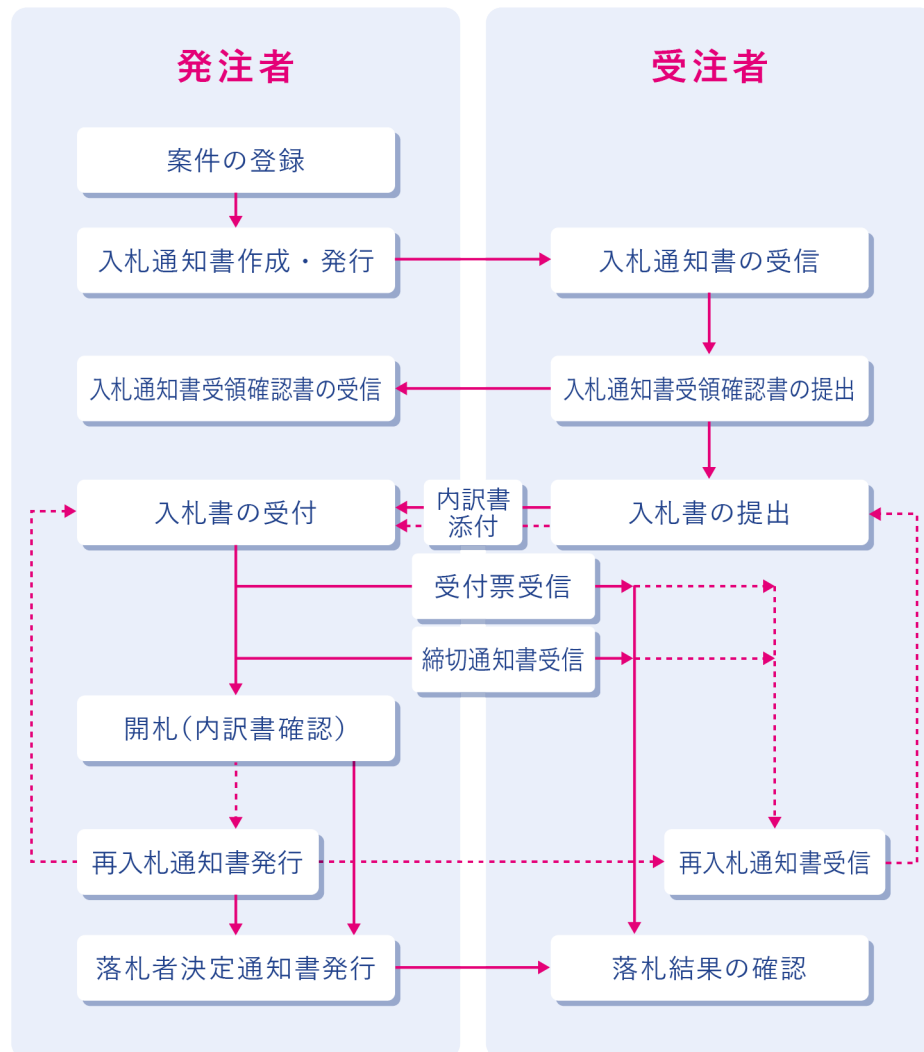
まず、発注者が電子入札システムに登録された情報を基に、受注者（参加者）に通知を行います。

通知を受け取った受注者（参加者）が参加を希望する場合、入札通知書受領確認書と入札書を提出します。

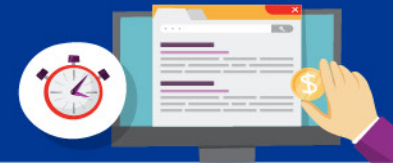
その後、発注側で企業の選定が行われ、最終的に落札者決定通知書によって、落札結果が告示されます。

## 指名競争入札とは…

発注者側が指名した者同士で競争に付して契約者を決める入札方式を指す。



(※) 高岡市「電子入札の広場」の情報を基に作成。



## ！ココに注意！ 「思い立ったら、すぐ参加」というわけにはいかない…

前述した通り、電子入札に参加するためには、PCやICカードなどの用意が必要です。そのため、「電子入札に参加してみよう」と思い立った直後に魅力的な案件を見つけたとしても、用意が間に合わないケースがあります。

こうしたケースを防ぐためにも、入札に携わっている企業においては、本資料を参考にしつつ電子入札に必要な用意を整えておくようにしましょう。



## ！ココに注意！ システムや入札の流れに慣れるまでには時間が必要なケースも

電子入札システムの利用方法そのものは、特段難しくはないものの、自治体によって利用しているシステムが違うため、操作方法や手順の違いなどを煩わしく感じてしまうかもしれません。

電子入札は慣れれば業務の効率化につながることは間違いのないものの、従来の紙ベースの入札に慣れた担当者にとって、最初のうちはむしろより時間がかかってしまう可能性があることを考慮しておきましょう。



# デメリットも踏まえつつ、電子入札で業務の効率化を！



前ページで解説した注意点のほか、電子入札には次のようなデメリットもあります。

## デメリット1 システムの違いで追加の出費が必要？

発注機関によってシステム設計が異なるため、自社で使っているICカード、ICカードリーダー、PC環境などがシステムに対応しているか、入札の際に都度確認する必要があります。

## デメリット2 ソフトウェア環境で「使えなくなる」リスク

Cを買い替えた場合やソフトのアップデートを行った場合に、電子入札システムの推奨する環境と適合せず、使えなくなる（または設定し直す必要がある）場合があります。

## デメリット3 担当者からの生の情報が得られない

従来のように、対面ならではの貴重な口頭情報は得られません。電子入札システム上の文字情報だけを基にした入札で、発注機関側ニーズや意図を取り違えるリスクも…。

ただし、こうしたデメリットから電子入札を避けてしまうと、自社にとって“良い案件”を逃してしまう可能性があります。

今後、ほとんどの自治体において電子入札が主流になると考えられることから、電子入札への参加を検討している企業においては、デメリットや注意点についてもあらかじめ理解した上で、準備を進めることをおすすめします。本資料が、電子入札の成功の一助になれば幸いです。